

# (仮称) 柏の葉地域交流複合施設建設 設計業務委託 特記項目 (案)

## 1. 業務の処理

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務実施計画書及び工程表を作成し、市の承諾を受ける。変更があった場合も同様とする。
- (2) 受託者は、担当職員と協議して業務に必要な調査を行い、資料及び設計図書を作成する。
- (3) 現場調査にあたっては、作業日程及び作業内容を担当職員と打合せし、施設管理者に連絡し承諾を受ける。
- (4) 市は、対象建築物の新築工事に参考となる資料など業務に必要な資料を貸与する。
- (5) 受託工期中は、担当職員との協議により、定期的に進捗の確認等の打ち合わせを実施する。なお、受託者においては打合せ毎に議事録を2部作成し、速やかに提出すること。
- (6) 成果物等の提出期限を厳守する。

## 2. 秘密の保持

受託者は、本設計で知り得た事項並びに関係資料を当該設計に関わる者以外に漏らしてはならない。

## 3. 敷地・施設の計画概要

敷地面積 : 2, 950㎡ 程度

敷地の場所 : 千葉県柏市(柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内144街区9)

### (1) 新築施設

施設面積 : 延べ面積: 2, 000㎡ 程度

構造・規模 : S造又はRC造 ※比較検討により決定とする

## 4. 設計項目

- (1) (仮称) 柏の葉地域交流複合施設建設工事に伴う建築工事一式(外構含む)
- (2) (仮称) 柏の葉地域交流複合施設建設工事に伴う電気設備工事一式
- (3) (仮称) 柏の葉地域交流複合施設建設工事に伴う機械設備工事一式

## 5. 成果物等の提出

成果物等の提出時期は下記の表による(提出時期の詳細な日付について、監督職員と協議の上、決定する。受注者は、市から提出時期の繰上げを要求された時は協議に応じること。)

| 提出書類等                   | 部数 | 提出時期       |
|-------------------------|----|------------|
| (a) 提出書類                |    |            |
| ○ 業務着手届                 | 3部 | 契約締結後7日以内  |
| ○ 業務計画書及び工程表            | 2部 | 契約締結後14日以内 |
| ○ 委託業務月次報告書             | 1部 | 毎月末締翌月5日   |
| ○ 基本プラン<br>(建物配置・間取りのみ) | 1部 | 令和8年 2月下旬  |
| ○ 測量、地盤調査報告書            | 1部 | 令和8年 4月下旬  |
| ○ 基本設計成果品               | 1部 | 令和8年 4月下旬  |

|            |     |                    |
|------------|-----|--------------------|
| ○ 概算工事費    | 1 部 | 令和8年 8月下旬          |
| ○ 積算前実施設計図 | 1 部 | 令和8年11月下旬          |
| ○ 実施設計図書   | 1 部 | 令和9年 2月下旬          |
| (b) その他    |     |                    |
| ○ 打合せ議事録   | 1 部 | 打合せ後適宜<br>(5営業日以内) |
| ○ 業務完了通知書  | 1 部 | 業務完了後              |
| ○ 検査願届     | 1 部 | 業務完了後              |

(注)： 受託者は、提出時期までに担当職員による確認を受けたものを提出すること。

： 打合せ議事録については、電話・オンライン等で行った内容も必要であれば提出すること

## 6. その他

- (1) 各工事を分離して発注する予定のため、図面、内訳書等を分離して作成のこと。
- (2) 施設の特異性を十分配慮し、工事手順、工事時期、施工方法、仮設計画などを施設所管部署及び担当職員と十分協議をし、検討すること。
- (3) 地盤調査の結果により現場状況に即した基礎を検討すること。
- (4) 柏の葉近隣センターワークショップにて示された市民からの意見を集約し、基本設計・実施設計に反映すること。
- (5) (仮称) 柏の葉地域交流複合施設建設設計業務委託に関するプロポーザル方式募集要領別紙企画提案仕様書Ⅲその他特記事項に従うこと。

## 7. 地盤調査について

### (1) 調査内容について

#### ア 地質調査

- |                |        |
|----------------|--------|
| (ア) 機械式ボーリング調査 | 35m／3本 |
| (イ) サウンディング調査  | 一式     |
| (ウ) 標準貫入試験     | 3箇所    |
| (エ) 孔内水平載荷試験   | 3箇所    |

#### イ 土質調査

- |           |    |
|-----------|----|
| 土質物理・力学試験 | 一式 |
|-----------|----|

### (2) 報告書提出

報告書の提出部数は2部とし、規格はA4判で黒表紙とすること。

## 8. 測量について

### (1) 調査内容について

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| ア 基準点測量(4級程度、仮BM1点設置含む) | 10点 |
| イ 高低測量(40点程度)           |     |

### (2) 報告書提出

報告書の提出部数は2部とし、規格はA4判で黒表紙とすること。

## 9. 積算基準について

### (1) 単価及び価格について

単価及び価格の算定において、材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料【(一財)経済調査会発行】及び建設物価【(一財)建設物価調査会発行】等の価格の平均値を採用すること。

市場単価は、建築施工単価【(一財)経済調査会発行】及び建築コスト情報【(一財)建設物価調査会発行】に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用すること。

### (2) 製造業者または専門工事業者の見積価格について

製造業者または専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い、市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切であることを確認の上、原則として最安値の見積書を基に、実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定すること。

## 10. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の公報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
  - 1) 写真を公表すること。
  - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。